

慰安婦問題

「資料収集で日韓訪問」

国連報告官
チャベス委員 補償、技術的に困難

【ジュネーブ25日＝時事】
従軍慰安婦問題などの特別
報告官に任命された国連人
権小委員会委員のリンダ・
チャベス女史は二十五日、
時事通信記者に対し、「関
係国への訪問調査を希望す
る」と語り、日本や韓国な
どを直接訪れて資料を収集

する考えを明らかにした。
この中で同女史は、旧日
本軍の行為とボスニア・ヘ
ルツェゴビナ紛争における
残虐行為が調査の二大テ
マだと強調。従軍慰安婦問
題など日本関係の調査につ
いては「関係国政府が調査
のため私を正式招待してく

ることを希望する」と語
り、フィリピン、タイなど
を含むアジア諸国を訪れる
意向を示した。
さらに同女史は調査で焦
点の一つとなる被害補償の
問題について、「大変取り
扱いが難しい問題だ」と指
摘。戦後半世紀近く経過し

ているため、個人に対する
補償は支給基準の確立など
技術的な困難を伴うとし、
被害を受けた体と心の治療
を重点に、「被害者全体を
救済するようなものが可能
かどうか検討したい」と語
った。同女史はレーガン政
権時代にホワイトハウスの
スタッフを務めた。

1993年(平成5年) 8月26日

毎日新聞 (夕刊) (1面)

「慰安婦」で特別報告官

国連人権
小委決議 チャベス氏を任命

【ジュネーブ25日伊藤芳
明】ジュネーブで開催中の
国連人権委の「差別防止及
び少数者保護小委員会(差
別小委)」は二十五日、旧日
本軍の従軍慰安婦、強制労
働問題など人権侵害を調査
する「特別報告官」に米国
人女性のリンダ・チャベス
委員を任命することを決議
した。

チャベス特別報告官は来
年四月の現代奴隷制作業部
会、八月の差別小委に調査
結果を提示するほか、一九
九五年八月の差別小委に最
終報告書を提出するよう義
務付けられている。チャベ
ス特別報告官には事実調
査、法的分析、結論、勧告
の権限が与えられており、
この決議を受けて早速日本

の戦時責任に対して、国連
による初の調査が開始され
ることになる。

特別報告官設置決議案は
当初二十日に提出、決議の
予定だったが、当日になっ
ての報告官設置はかりでな
く、人選まで盛り込むの調
査結果を現代奴隷制作業部
会に報告するだけでなく、
上部組織である差別小委に

も提出する——など決議内
容を一層強化する修正要求
が出され、この日修正案が
決議された。

アジア関係国へ
訪問調査を希望
チャベス報告官

【ジュネーブ25日時事】
国連人権小委員会委員のリ
ンダ・チャベス特別報告官
(米国)は二十五日、「関
係国への訪問調査を希望
する」と語り、日本や韓
国などを直接訪れて資料
を収集する考えを明らか
にした。